

(2) 国内線航空機に係る特例措置の延長（固定資産税）

内 容

安定的な航空輸送サービスの提供及び地方航空ネットワークの維持のため、国内線航空機に係る特例措置の適用期限を2年延長する。

固定資産税：課税標準3年間2 / 3

【背景・現状】

